愛川町訪問型サービス(独自)サービスコード表

ш .	ジフラー !		1				^ -	
種類	-ビスコード サービス内容略称		算定項目				合成 単位数	算定単位
A2		訪問型サービス I	1	事業対象者・要支援1・2			1,172	1月につき
A2	1114	訪問型サービスI・同一	┪ 訪問型 サービス	(週1回程度) 1,172 単位	同一建物に居住する利用者に対する減算	× 90%	1,055	1
A2	2111	訪問型サービスI日割		事業対象者·要支援1·2 (週1回程度)			39	1日につき
A2	2114	訪問型サービスI日割・同一			同一建物に居住する利用者に対する減算	× 90%	35	1
A2	1211	訪問型サービスⅡ		事業対象者·要支援1·2			2,342	1月につき
A2	1214	訪問型サービスⅡ・同一	ー 訪問型 サービス	(週2回程度) 2,342単位	 同一建物に居住する利用者に対する減算	× 90%	2,108	1
A2	2211	┣━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━		事業対象者·要支援1·2			77	1日につき
A2	2214	├────────────────────────────────────		(週2回程度) 77 単 位		× 90%	69	1
A2	1321	┣ 訪問型サービスⅢ	1	事業対象者・要支援1.2			3,715	1月につき
A2		」──・── 訪問型サービスⅢ・同一	ー 訪問型 サービス	(週2回を超える程度) 3,715単位	├	× 90%	3,344	1
A2			<u> </u>	事業対象者・要支援1・2 (调2回を超える程度)			122	1日につき
A2		訪問型サービスⅢ日割・同一				× 90%	110	1
			訪問型	事業対象者・要支援1・2				1回につき
A2	2411	訪問型サービスIV 	サービス	(週1回程度) 267単位			267]
A2	2414	訪問型サービスⅣ・同一	費(独自) (Ⅳ)		同一建物に居住する利用者に対する減算	× 90%	240	
A2	2511	訪問型サービスⅤ	訪問型 サービス 費(独自) (♥)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 271単位 ※1月につき8回まで			271	
A2	2514	訪問型サービスV・同一			同一建物に居住する利用者に対する減算	× 90%	244	
A2	2621	訪問型サービスVI	訪問型 サービス	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 286単位 ※1月合計9~12回まで			286	
A2	2624	訪問型サービスⅥ・同一	費(独自) (VI)		同一建物に居住する利用者に対する減算	× 90%	257	
A2	1411	訪問型短時間サービス	訪問型 サービス費 (独自) (短時間 サービス)	事業対象者・要支援1·2 (20分未満) 166単位 ※1月につき22回まで			166	
A2	1414	訪問型短時間サービス・同一			 同一建物に居住する利用者に対する減算 	× 90%	149	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算 -			所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算			1回につき
A2		訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算			1月につき
A2		訪問型サービス中山間地域等加算日割						1日につき
A2		訪問型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算			1回につき
A2		訪問型サービス初回加算	初回加算	5 6 连维加管	T	200単位加算	200	1月につき
A2		訪問型サービス生活機能向上連携加算I	工力(成形 	句上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100	.
A2		お問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	↑ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	加温改姜加質	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	4
A2		訪問型サービス処遇改善加算 I	│介護職員処遇改善加算 -		(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の137/1,000加算		
A2		訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ	4		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1,000加算		
A2		訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ	4		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 55/1,000加算		
A2		訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ	4		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の90%加算		
A2		訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ	↑ 小誰聯呂望	等特定処遇改善加算	(5)介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の80%加算		.
A2		訪問型サービス特定処遇改善加算 I	」ハ 吱 柳 貝 ^ラ 	可可化心心以古川并	(1)介護職員特定処遇改善加算(I)	所定単位数の63/1,000加算		1
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算 II 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定	<u> </u>		【(2)介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1,000加算		

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目